

違反対象物一覧 (更新日 令和元年6月3日)

火災予防条例第48条に規定される違反対象物の一覧を公表します。

防火対象物の名称	防火対象物の所在地	公表の対象となる違反の内容
旅館 一蘭荘	石岡市国府四丁目6番8号	自動火災報知設備未設置 消防法 第17条第1項 消防施行令 第21条

※違反の危険性

- 1 屋内消火栓設備が設置されていないことにより初期消火が実施できず、延焼拡大するおそれがあります。
- 2 スプリンクラー設備が設置されていないことにより初期消火が行われず、延焼拡大するおそれがあります。
- 3 自動火災報知設備が設置されていないことにより火災の発生が遅れ、初期消火及び避難に影響が生じる恐れがあります。